



今年の赤い羽根共同募金運動では、**いばらき"つなぐ"プロジェクト**として、**赤い羽根「寄付つき商品」**に取り組みます。「寄付つき商品」の購入代金の一部は共同募金に寄付され、地域の福祉活動に活用されます。

協力店は随時募集しております。最新の情報は当会ホームページをご確認ください。







自分のまちを 艮くするしくみ

期間10月1日~ 12 月 31 日

同募金運動が始まります。 今年も10 月1日から赤い 羽根共

お願いいたします。 ます。皆さまのご協力をよろしく 円を目標額に募金運動に取り組み 美浦村では3,365, 000

募金は身近な福祉活動 活用されます

歳末募金の合計額のうち、 を解決するための活動や、災害時 村内の福祉事業に使われます。 上が社会福祉協議会をとおして、 皆さまから寄せられる赤い羽根 残りの募金は、 県全体の福祉課題 7割以 0

令和4年度の募金で 実施する事業 (予定)

被災地支援等に役立てられます。

赤い羽根募金配分金事

○広報事業

ムページの運営を行います。 だより」の発行(年4回) 伝えするため、「美浦村しゃきょう 当会の事業等をわかりやすくお やホー

○見守り配食サービス

の 員やボランティア団体等のご協力 と健康増進を目的として、 配達します。 いもと、 ひとり暮らし高齢者の安否確 月2回夕食用の弁当等を 民生委 認

咸末たすけあい

)高齢者祝賀

て、 福祉の増進を図ることを目的とし 高齢者の長寿等を祝福することで、 呈等)を実施します。 永年にわたり社会に貢献され 金婚祝、 喜寿祝 (記念品 の贈

「猫の手貸します」

シルバー人材センター利用券贈呈

替え等を行っているシルバー人材 支援するため、 センターの利用券を進呈します。 年末の大掃除等が困難な世帯 掃除や障子の張り

赤い羽根ポスター作品展開催

○「サンタが美浦にやってくる」 クリスマスプレゼント贈呈

◇日時

令和4年10

示します。

贈呈します。 ス 害児世帯を対象に、 が自宅を訪問し、 支援を必要とするひとり親 サンタクロ プレゼント を 障

◇場所

○歳末地域福祉活動助成事業

分します。 すけあい支えあいなどを目的とし た事業を行う団体に、 して暮らすことができるよう、 支援を必要とする人たちが安心 支援金を配 た



(見守り配食サービス)

10月13日(木)午前9時~午後6時 村内の小学生が描いた作品を展 地域交流館みほふれ愛プラザ 月1日 土 5 クレジットカード 携帯(キャリア)決済 ペイジー

※水曜休館 (美浦村宮地1211-

さまざまな寄付方法

行う「街頭募金」、表紙でご案内し している「戸別募金」、店頭などで 方法でもご寄付いただけます。 た「寄付つき商品」のほか、 行政区を通してご協力をお 願

○グッズ募金

どの赤い羽根オリジナルグッズを 金の全額が募金となります。 事務局窓口で販売します。 クリアファイル、 エコ バ 購入代 ッグ



)カプセルトイ募金(ガチャガチャ)

タオル等をご用意しています。 として、「みほちゃん」のオリジナル セルトイマシンを設置します。 期間中、 みほふれ愛プラザにカプ 景品

○キャッシュレス募金

して、次の方法に対応しています。 パソコンやスマホからの募金と





初心者歓迎 男の料理教室

料理を通して生きがい・仲間づ くりをしませんか?

◇日 程:いずれも午前 10 時から



① 11月30日(水)

② 12月22日(木)

譽│③ 1 月24日(火)

◇会 場:美浦村保健センター

◇参加費: 1.500 円(全3回分)

【申込み・お問い合わせ】

Tal:029-885-0038(当会事務局)

災害義援金募集

令和4年8月3日からの大雨災害義援 金を募集しています。義援金は、中央共 同募金会を通じて、全額被災者に届けら れます。

- ◇受付 本会事務局または募金箱
- ◇募金箱設置場所
 - ・役場会計課窓口
 - みほふれ愛プラザ
 - ・老人福祉センター



車いす/福祉車両貸出

高齢者や障害者等の外出支援として、 車いすや福祉車両(車いす用スロープ付 車両)を貸出します。

◇福祉車両利用料金(車いすは無料) 保険料(1日500円)+走行離距(1km×14円)

【お問い合わせ】 Tel: 029-885-0038



いきいき子育で支援金

子供を安心して産み育てる事の出来る環 境作りのため支援金を支給しています。

◇対 象 第3子以降の子を養育している 親権者1名

◇条 件 美浦村に在住1年以上あることなど

◇金額 1歳児/2歳児 年2万円 3歳児 年1万円

◇注意点 自己申告になります。申請期限

があります。 詳しくは「いきいき子育て支援金」

で検索

これらの事業は赤い羽根共同募金の配分 金、社協会費を財源として行われています。

大切にします! あなたの善意

<令和4年7月1日~8月31日寄付分>

◇善意銀行

稲浦カラオケ同好会(会長 桑原一成)様・・・・・・・ 36,840円 片岡 隆治 様………………… 8.000円 匿名] 件 100 円

◇使用済み切手

匿名1件

◇物品寄贈

日本テキサス・インスツルメンツ合同会社 様

······ 食料品 885kg、日用品 丸山 和昭 様・・・・・・・・・・・・・・・・・鉄道模型・レール 匿名5件・・・・・・・・・・衛生用品、日用品、食料品、未使用はがき



食料品・日用品(日本テキサス・ インスツルメンツ合同会社様より)



鉄道模型・レール (丸山 和昭 様より)

社協の相談事業《無料 ● 要予約》

会場:老人福祉センター ◎予約受付 ℡:029-885-0038

心配ごと相談

相談日		予約受付		
10月	3日(月)/17日(月)	亚口 左前 0 時 20 公。		
11月	7日(月)/21日(月)	平日 午前 8 時 30 分~ 午後 5 時 15 分		
12月	5日(月)/19日(月)	一下後3時13万		

弁護士による法律相談

	相談日		予約受付	
	10月	26日(水)	3日(月)午前8時30分から	
	11月	30日(水)	1日(火)午前8時30分から	
	12月	28日(水)	1日(木)午前8時30分から	

相談時間:午後1時30分~午後4時(1組30分)

社会福祉法人美浦村社会福祉協議会・美浦村デイサービスセンター

〒 300-0424 茨城県稲敷郡美浦村受領 1546-1

TEL: 029-885-0038(社会福祉協議会事務局)

: 029-885-8885 (美浦村デイサービスセンター)

FAX: 029-840-4552 ホームページ: http://www.mihoshakyo.jp

美浦村老人福祉センター・ ボランティアセンター

〒 300-0421

茨城県稲敷郡美浦村木原 150-2

TEL: 029-885-7080 : 080-4477-0687

FAX: 029-885-1042

美浦村自立支援センター「ホープ」・ ホープ相談支援事業所

〒 300-0421

茨城県稲敷郡美浦村木原 150-2

TEL: 029-885-6010 FAX: 029-886-3633

子ども応援プロジェクト「みほちゃん広場 2022」

夏休み中、子どもたちの学習・食事・体験活動の場として開催する「みほちゃん広場」。 今年は、時間や人数をおさえて、感染対策をしながら実施しました。

9:45~10:45 - 学習タイム -

ベテラン先生と高校生ボランティアの皆さ んが勉強を教えてくれました。ドリルやプ リントの問題に熱心に取り組みました。



11:00~12:00 - 体験活動タイム-さき織り、バルーンアート、工作、子ども の遊び場など、ボランティアの先生に教え てもらいながら楽しく過ごしました。







全8日間の開催予定でしたが、7月中の 2日間を終えたところで県内の感染者が増 加したため、開催は中止となりました。

8月中も様々な体験活動を予定していた ので残念です。スタッフ一同、「来年こそ は!」の気持ちでいっぱいです。



参加申し込みしてく れた皆さん、ご協力い ただいたボランティア の皆さん、ありがとう ございました。

12:10~12:50 - 食事タイム-

ボランティアさんの手作りカレーや豚丼 をおいしく頂きました。パプリカやマッ シュルームなどの美浦村の食材を使ったメ ニューは、栄養たっぷりでした。



成年後見制度「中核機関」設置 ~自分らしい生活を送るために~

だれもが安心して暮らせる地域づくりのため、成年後 見制度の利用を必要とする本人やその家族などからの相 談に応じる「中核機関」を設置しました。必要に応じて 弁護士などの専門家からアドバイスを受けながら対応し ます。まずはお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ・連絡先】Iel: 029-885-0038 (当会事務局) ※成年後見制度中核機関は美浦村からの受託事業です。



金銭管理や 財産管理が心配・・・



成年後見制度の利用 には、どんな手続き が必要なの?

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が、財産の管理や「契約を結ぶ」な どの法律行為を行う際に、自分で判断することが難しい場合があります。

成年後見制度とは、こうした自分ひとりで判断することが難しい方に対して、家庭裁判所によって選ばれ た成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産管理や介護サービス等の契約を本人に代わって行い、権利 を守り生活を支援する制度です。

